

議案第 14 号

使用料等に消費税等相当額を円滑かつ適正に反映させるための関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料等に消費税等相当額を円滑かつ適正に反映させるための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

使用料等に消費税等相当額を円滑かつ適正に反映させるための関係条例の整備に関する条例

(市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「100 分の 108」を「消費税等加算率(市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)第 1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。第 24 条において同じ。)」に改める。

第 25 条を第 26 条とし、第 24 条を第 25 条とし、第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(経過措置)

第 24 条 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正により消費税法第 29 条に規定する税率及び地方税法第 72 条の 83 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税

法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の108」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第22条において同じ。）」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(経過措置)

第22条 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の108」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第20条において同じ。）」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(経過措置)

第20条 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された

消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部改正)

第4条 市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（昭和47年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「100分の108」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第84条の2において同じ。）」に改める。

第84条の次に次の1条を加える。

(経過措置)

第84条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市下水道条例の一部改正)

第5条 市川市下水道条例（昭和47年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の108」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第26条の3において同じ。）」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

(経過措置)

第26条の3 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成14年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の108」を「消費税等加算率(市川市使用料条例(平成11年条例第39号)第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。以下この条及び第12条において同じ。)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書に規定する者は、次の表に定める額に消費税等加算率を乗じて得た額の使用料(当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)(以下この項において「1回使用料」という。)を納付し、又は11回分の使用料(1回使用料に10を乗じて得た額とする。)を前納しなければならない。この場合において、当該使用料を前納した者は、使用の都度、当該使用料を前納したことを証する書類を提出しなければならない。

区 分		一 般	高校生以下
1 回 に つ き	自 転 車	1 0 0 円	5 0 円
	原 動 機 付 自 転 車	2 0 0 円	1 0 0 円

第5条第3項中「100円」の次に「に消費税等加算率を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を加え、同条第4項中「500円」を「同項本文の規定による2時間までごとの使用料の額に5を乗じて得た額」に改め、同条第5項中「100円」の次に「に消費税等加算率を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(経過措置)

第12条 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25

年法律第 2 2 6 号) の改正により消費税法第 2 9 条に規定する税率及び地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和 4 7 年条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「1 0 0 分の 1 0 8」を「消費税等加算率(市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)第 1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。第 1 6 条において同じ。)」に改める。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(経過措置)

第 1 6 条 消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)及び地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の改正により消費税法第 2 9 条に規定する税率及び地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成 1 0 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 8」を「消費税等加算率(市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)第 1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。以下この条及び第 2 2 条の 2 において同じ。)」に改め、同条第 4 項及び第 6 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「消費税等加算率」に改める。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

(経過措置)

第 2 2 条の 2 消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正により消費税法第 2 9 条に規定する税率及び地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

（市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 9 条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「1 0 0 分の 1 0 8」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成 1 1 年条例第 3 9 号）第 1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。以下同じ。）」に改める。

第 1 1 条及び第 1 5 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「消費税等加算率」に改める。

第 4 7 条の次に次の 1 条を加える。

（経過措置）

第 4 7 条の 2 消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正により消費税法第 2 9 条に規定する税率及び地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

（市川市手数料条例の一部改正）

第 1 0 条 市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考第 1 号中「次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に」を「これらの規定中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定

める額から3,000円を減じた額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。）を乗じて得た額に3,000円を加えた額」と」に改め、同号の表を削り、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表において同じ。）の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考第1号中「次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に」を「これらの規定中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額から3,000円を減じた額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。）を乗じて得た額に3,000円を加えた額」と」に改め、同号の表を削り、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 消費税法及び地方税法の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

（市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第11条 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「100分の108」を「消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。次項及び第44条の3において同じ。））」に改め、同条第2項中「100分の108」を「消費税等加算率」に改める。

第44条の2の次に次の1条を加える。

（経過措置）

第44条の3 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

（市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部改正）

第12条 市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項の表を次のように改める。

区 分	一 般	高校生以下
1回につき	100円に消費税等加算率を乗じて得た額以下で規則で定める額	50円に消費税等加算率を乗じて得た額以下で規則で定める額
11回分を前納する場合	前項一般の欄に定める規則で定める額に10を乗じて得た額以下で規則で定める額	前項高校生以下の欄に定める規則で定める額に10を乗じて得た額以下で規則で定める額
備考		
1 「1回」とは、継続する24時間（前条第3項に規定する時間を限って利用させる自転車置場にあつては、当該時間）以内の時間の自転車置場の利用をいう。		
2 「消費税等加算率」とは、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう（第22条において同じ。）。		



第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

(経過措置)

第 2 2 条 消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正により消費税法第 2 9 条に規定する税率及び地方税法第 7 2 条の 8 3 に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

市川市使用料条例の改正を踏まえ、消費税率等の改定に合わせて使用料等に消費税等相当額を円滑かつ適正に反映させる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。